

平成29年第3回荒尾市農業委員会議事録

開催日時 平成29年3月10日（金） 10時開会

開催場所 荒尾市役所第41号会議室

出席委員 15人

古城 義郎（会長）
北村 芳敬（副会長）
島田 稔
上田 清史
山中 一知
中尾 純一
内田 浩明
成徳 親幸
徳山 孝介
井村 長明
濱崎 仁道
隅倉 柁一
前田 實
西田 庫士
山川 英昭

欠席委員 0人

農業委員会事務局出席者

局長 米田 靖彦
次長 渡邊 宏
書記 岩本 保則
書記 大久保 智幸

議事日程

- 第1 議事録署名委員・会議書記の指名
- 第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）
議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画について
報告第10号 農地法第18条6項の規定による合意解約通知について
報告第11号 農地法第3条の3第1項の届けについて
報告第12号 農地改良届について
報告第13号 時効取得の届けについて
報告第14号 取り下げについて
報告第15号 許可書返納届について
- 第3 その他

議長（会長） それではただ今より平成29年第3回の総会を開催いたします。本日は15名中15名出席ですので、総会は成立しています。本日は議題23件、報告7件となっております。それでは審議に入りたいと思います。

議長 議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第14号 農地法第3条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

3件です。

受付番号1

（譲渡人）平山の個人

（譲受人）平山の個人

（土地の所在地）平山の畑、面積1,145㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

現地を確認しに行ったんですけども、門が閉めてあって入れんやっただすよ。イノシシ除けで。入れなかったんで現地は確認してませんけども、航空写真とかで見る限りは特に問題ないかと思います。後、担当委員から説明があるかと思うのでよろしくをお願いします。

受付番号2

（譲渡人）川登の個人

（譲受人）川登の個人

（土地の所在地）川登の田、面積420㎡、外1筆、合計619㎡

（譲渡理由）労力不足

（譲受理由）経営拡張

現地を確認しましたところ、今も耕作してある農地です。特に問題はありませんでした。

受付番号3

(譲渡人) 荒尾の建設業の法人

(譲受人) 平山の個人

(土地の所在地) 平山の畑、面積 948 m²

(譲渡理由) 農地法第5条許可書返納のため

(譲受理由) 経営拡張

場所確認しましたがけれども、梅か何か植わって綺麗に管理してある農地でした。特に耕作するにも問題ないような農地だと思われます。特に問題ないと思います。

審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第3条の 所有権移転 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 ええと、平山の譲渡人はみかん農家です。でもちょっとここんどこ腰ば痛めなはったことと、現地はですね、譲受人のみかん園の中を歩いて行かんとしゃが行かれんような状態です。だけんあの、譲渡人が手放しなはんなら譲受人でなかとしゃが買う人が居んなはらんけんがら、今度売渡の成立できたけん別段問題ないかと思ひます。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思ひます。続きまして2号について、担当委員お願いします。

委員 ええと、譲渡人の苗床しよんなった土地が、道路にかかって買収に入って苗床をする所が無いということで、譲受人のところの土地が、家のほんど目の前に畑があつてですね、そこで苗床をされるそうです。まあ、別に問題あるわけじゃありませんのでよろしくお願ひします。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3号について、担当委員をお願いします。

委員 ええと、これもさっき事務局から話のあったごた譲渡人が資材置場として申請しとんなはったぼってんが、それば取下げということで、譲受人のもう家の真ん前で今まで管理して来とんなはるし、梅とかみかんとか植わってきれいにしとんなはっです。だけん別に問題はありません。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 2ページ、議案第15号 農地法第4条の規定による農地等の「転用申請」許可申請についてです。

2件です。

受付番号1

（申請人）玉名市の個人

（土地の所在地）原万田の畑、面積1,435㎡、現況畑

（転用目的）太陽光発電設備、第3種農地で用途区域内農地

現地を確認しましたところ、段差があつてみかんが植えてあつた。まあ枯れたみかんで、みかんもほとんど枯れた状態で、ちょっとみかんば植えてあつたということです。特に問題のある農地ではないと思います。

事業計画書をお願いします。1番の土地の選定理由に書いてありますけども、平成26年に農地法3条で許可を得てですね、みかんを植えてらっしゃったんですけど、水道設備とかが悪くてですね、消毒の時とか周りに柿の木とか植えてあつた分が葉っぱが落ちてですね。隣近所から苦情が出てくるということで出来ないということで、もう今回は太陽光発電に切り替える、ということで申請が上がっております。面積は先ほど言いました1,435㎡。パネルは192枚。排水計画とかは特にございません。で、そのまま使われるということで造成等はありませんが、入り口の所が入る道が無かったので、ここどうなってるのか、

と確認したら、すぐ隣に同じ所有者の宅地がございまして、そこに元々家が建っていた跡があつてですね、ちょっと段がこう高くなつてですね、そこを壊してそっから入れるようにするていうことで話があつております。以上です。

受付番号 2

(申請人) 熊本市の個人

(土地の所在地) 原万田の畑、面積 1,331 m²、現況畑

(転用目的) 共同住宅、第 3 種農地で用途区域内農地

現地を確認しましたところ、住宅に囲まれた利用されてない農地でした。

事業計画を確認します。先に見た位置図で見ると北側に家が隣接しているんですけども、これも一緒に壊してですね、使うという計画になっております。だけん計画の図面は、同時利用地を含めた部分の計画図となっております。事業面積は合計面積で 2,006.77 m²です。転用面積 1,331 m²。共同住宅を 3 棟の 1 8 世帯、木造 2 階建て 2 棟、木造 3 階建て 1 棟、建築面積は 495.82 m²となっております。排水は下水のほうにつなぐ、周辺には農地はございませんで特に農地に問題があるようなところではございませんでした。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第 4 条 転用申請 許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず 1 号について担当委員、説明をお願いします。

委員 ええと、太陽光の設置の分ですけど、さっきも言われましたけど、ちょっと道がタイト、無かもんだけんどっから行ったらって思つて行きよつたら、あんまり狭かったけん手前から入つて行ったら先のほうに見えました。ええ、ほぼさっき言われました段々畑のようになつておりますので、まあ太陽光、まあ袋状態になつておりますので、早めに伐採を、という考えだろうと思ひました。さっき言つたとおり、私もどっから入るつとかな、と思ひながら帰つてきたところでした。他には別に問題ありません。

委員 続けて共同住宅ですけど、まあここも北側隣接の土地の家を壊してアパート、共同住宅を作るということでしたので、入口も確保されて別に問題は無い

です。以上です。

議長 はい有難うございました。この4条の2件につきましてご意見、ご質問はありませんか？

事務局次長 それとあの、前回太陽光に関しては、建設のときには周辺に気を使うと言いますか、配慮するということを事業計画に書かせるということにしていますので、この事業計画、最後のほうにありますけども、太陽光による影響による反射光の対策として、南側に近い部分を作業用スペースとして空けている、と。そういったものを事業計画にきちんと今回から書かせるようにしていますので、一応付け加えておきます。

議長 ではよろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請について、説明いたします。

事務局次長 議案第16号 農地法第5条の規定による農地等の「所有権移転」許可申請についてです。

5件です。

受付番号1

（譲渡人）平山の個人

（譲受人）平山の個人

（土地の所在地）平山の田、面積235㎡、現況田

（転用目的）宅地拡張、農地の広がり10ha未満の第2種農地、譲受人より始末書提出

始末書が出てますが、既にもう宅地として使っている状況です。事業計画を開けてください。宅地があって、南側の扇形の土地ですね。ここをそのまま宅地として使っている。現況の利用そのままです。始末書も出ている状態です。以上です。

受付番号2は取下となりました。

受付番号 3

(譲渡人) 増永の個人

(譲受人) 増永の個人

(土地の所在地) 増永の畑、面積 79 m²、現況宅地

(転用目的) 宅地拡張、第3種農地で用途区域内農地、譲受人より始末書提出事業計画をお願いします。これはですね、隣の元々譲渡人の土地だったんですけども、口約束で、もう使っていていいよってということで、隣の譲受人がですね、そのまま家庭菜園として使いよんなはった、ということで、もうずっと譲受人が事実上の所有者という形になっております。で、あの今回宅地拡張で宅地として転用して、所有権も正式に移転したいというところで今回申請となっております。特に変更とか造成とかはございません。

ちょっとここで問題になるのが、実は面積がですね、元々譲受人の土地が500 m²以上あってですね、それにプラスこの宅地拡張。基本的には農地転用の中ではあまり認められない案件です。ただ、この形状、現場を見にいったんですけども、もう本当宅地と宅地の間挟まれた細い土地でですね、もうこれば取っとなっちゃどがなっとかという状態なんですよ。どがんもされんような状態で、この譲受人以外は使いようが無いというような農地ですので、まあこらもう面積的にはちょっと問題あるけどもやむをえんとじゃないかなというふうな感じでした。以上です。

受付番号 4

(譲渡人) 野原の個人

(譲受人) 長洲町の個人

(土地の所在地) 野原の畑、面積 605 m²、現況畑

(転用目的) 一般住宅、第1種農地で集落接続により不許可の例外に該当

事業計画です。事業面積は605 m²。500 m²を超えてますけども法面が、段々になっとなる畑ですけん法面がありまして、法面ば計算しますと実際使える面積が493.75 m²という形になっております。木造瓦葺の平屋を建てるということになってます。で生活雑排水は合併浄化槽で南側道路の集落排水のほうに接続しますということになります。でこの水が最終的に農業用水に使われている池のほうに流れるみたいですので、池の水利権者からのほうの同意書はきちんと取ってらっしゃいます。その他は特に問題ないです。以上です。

受付番号 5

(譲渡人) 埼玉県狭山市の個人外6名

(譲受人) 佐賀県武雄市の個人

(土地の所在地) 宮内の畑、面積 1,458 m²、現況畑

(転用目的) 太陽光発電設備、農地の広がり 10ha 未満の第2種農地

事業計画のほうをお願いします。目的は太陽光発電。面積は 1,458 m²。パネル枚数は 199 枚を使って発電する。特に造成とかはございません。後はまあ先ほど申しあげましたとおり事業計画の最後のほうには、隣接する住宅にトラブルにつながりそうな大きな窓がある場合は、太陽高度と方位を考慮し、その窓に光が差し込む可能性を検討し、回避します、ということで周辺の家への配慮もきちんと計画しています、ということで出てます。以上です。

議長 ここで一旦切りたいと思います。では、それぞれにつきまして説明をお願いします。まず1号について担当委員、説明をお願いします。

委員 ええと、この1号案、譲渡人と譲受人は親族関係でして、あの、譲受人の自宅の真ん前に譲渡人の田んぼがあったつですよ。それ 1m くらい低かったけんがら、譲渡人が勝手に使っていいよ、ていうことで。もう農地法とかあるとかは知らんやったつじゃなかですか。で、それば譲渡人がよかよっていいなはったけんがら勝手に埋めて駐車場ば作つとんなはつとですよね、今。それで始末書もセットされとるけんが、まあもう現在駐車場として使ってあるけんがら問題ないと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして3号について、担当委員をお願いします。

委員 はい、あの3号についての説明をしたいと思います。先ほども説明がありましたように、住宅と住宅の間に挟まれた細長いですね、土地でありまして、譲受人が譲渡人と親戚関係ということでですね、もう前から管理をされてたみたいで、調査したところ、家族の方ですかね、その方が、譲受人が野菜を作るといような形でですね、耕作されていてきれいに整地されているような状況で、入る所も譲受人の家の前に入っていかないと、もうこの土地に入っていけないという状況で、管理されるのに一番適切かな、というふうに感じます。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。

（県に進達後、申請者より取下げ申請が提出されました。）

では続きまして4号について、担当委員お願いします。

委員 ここの平地を見に行きまして、譲渡人は一人暮らしですもんで、譲受人は譲渡人の図面から見ると北側に住む人の親族なもんでよっと知っとらす人ですよ。知られた方で。なので一人暮らしで、知り合いの親戚が来るけん楽しみで、ということで、買ってもろて喜んでおんなはったです。条件もよかところで、まあ問題にすることは無いようです。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして5号について、担当委員お願いします。

委員 ええ、ここも現地見に行ったんですけど、ここもちょっと入り口が敷地北側への進入路から行ったほうがいいかなって思ったんですね。ええそっから上に上がる道がありまして、その真正面が太陽光パネル設置箇所の畑で段々畑になっとなります。ええ今、少し作物を作られている状況でしたけど、まあ太陽光のパネルにしては最適な場所だと思います。ええ搬入もその、ええパネル設置場所の畑の前に少し、あのここは誰の土地かは分かりませんが、そっからこう搬入作業をされるとは思いますけど、別に問題は無いと思います。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

—（「はい」の声あり）—

それでは許可申請を受け付けたいと思います。続きまして6号について、説明をお願いします。

事務局次長 6号です。

受付番号6

(譲渡人) 福岡県久留米市の個人外 8 名

(譲受人) 荒尾市の不動産取引業の法人

(土地の所在地) 宮内の田、面積 1,010 m²、現況田、外 9 筆、合計 9,570 m²

(転用目的) 建売住宅、第 1 種農地で集落接続により不許可の例外に該当

計画の概要は建売住宅 29 戸で、開発協議の同意は取れています。生活雑排水は公共下水道となっており、また販売においては隣接地が営農地である旨の説明を重要事項説明として行う、となっています。

平成 28 年第 12 回定例会議案第 58 号 1 番で審議。資金証明不備により取下げ後再申請。

事務局次長 以前から何回か出ましたけど、資金証明が集まらんやったりとか、取下げしたりとか、というところのケースでございます。今回資金証明が揃ったということで再申請しております。あの一応ですね、この審議において現地の状況とかを農業委員さんに見てもらって審議してもらってますけども、基本的にはこの審議は書類審査も本来入ってます。だから書類に何か不備なところとか疑義的な部分があれば、当然ここで審査していただくというのが定例会の趣旨となっておりますので。

で一応ですね、今回別紙のとおり資金計画書というのを、4 枚綴りのやつを資料に付けております。で資金計画でですね、事業計画が 1 番のほうですね、事業計画資金が合計で 4 億 6 4 9 0 万円となっております。で、この資金の内訳としては全額融資という形になっております。で、そういうことで融資証明を提出されていますが、で、融資証明が 1 億 6 6 0 0 万円の融資証明が 3 枚出ています。で、そこで事務局が疑問に思ったのが、3 枚出てるけども、これが合計して 4 億 8 0 0 0 万円の資金証明なのか、単に 1 億 6 0 0 0 万円の資金証明を 3 枚持ってきただけじゃないでしょうかと。本来銀行が 4 億 8 0 0 0 万円貸すって言ったら、どこかに総額 4 億 8 0 0 0 万円とか、そういうのを書いてあるだろう、ということ。同じ日付でもう同じ金額なんですよ。全く同じ金額。で、こればちょっと、単に 3 枚付けて 3 倍計算したら 4 億 8 0 0 0 万円行きますのでみたいな。ちょっと計画とも合わんしですね。これはおかしいんじゃないでしょうか、ということ。業者が、これはあくまでも 1 億 6 0 0 0 万円を 3 回融資してもらうけんが 3 枚貰ってるんだ、ということを主張されたんですよ。この融資証明に対して、これ信用性があるのか、というところが非常に疑問で、ということで皆さんに一回見ていただいて、これが本当に 4 億 8 0 0 0 万円の融資したものとして判断できるのか、というところをまず皆さんに見ていただきたい、という次第です。で、最終的にはもう、これ県のほうの判断になりますんで、県のほうの最終的な判断次第ですけども、そしたら意見してですね、県のほうに上げていいかな、と

思っております。で一応外の計画、ここの事業計画については、資金証明以外はほぼきちんと出来上がってますんで、要は許可相当にあたるんですけど、資金証明だけが引っかかってくるというところなんです。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。今事務局次長から説明がありましたとおりに、この計画につきましてちょっと資金的なところで不備があるというところですね、まあうちとしては後日県の判断を仰ぐという形をしようと思いませんけど、いかがでしょうか。

局長 あの、後日というか案件として非常に疑いがあるというような意見を付けて県に送って、後は県の判断を待つ。と県としてもまた再度同じで、最終的に不許可相当で帰ってくるのか、ちょっとその辺はわかりませんが、一応うちの考えとしては非常に疑いがあるというような意見を付けて県に送りたいと考えているところです。

委員 手前のね、ここぼしとる、でここで26、7軒建ってますよ。で今度もちょっと聞くとところによると同じ数ぐらいの宅地をやると。開発したいということだと。前回のときはどがんやったと。

事務局次長 前回のときはですね、9900万円のが3枚、だけんが前回も、前回もこれで通ったっですよ、て言うたですもんね、本人さん達の。この3枚で、て。ここまでそんな時は気付かずに県が通してしもとると。ということで通ったっちゅう実績はあつとですよ。やけん前回は通つとるばつてんが今回ちょっとまた出てくる可能性があるけんちょっと気をつけとこうって気をつけとつたら案の定こういった形で出て来たので。

委員 こういう形で、その民間活力で転入者が増えて固定資産税も上がって来るわけやけん市にとっちゃありがたいこつです。

議長 もちろんそうです。ただあの、我々としてはですたい、例えばじゃあ資金的に1億6600万円しか資金がないところでこの計画を詰められた場合ですたい、もし途中で計画とか事業が頓挫した場合が、結局地主さんにもご迷惑が掛かってくる、結局周辺の方にも迷惑が掛かってくる状況になると思うとですよ。もちろんうちの農業委員会の立場としてはやっぱ農地を守るというのが一番の立場ですので、まあ開発行為で農地が住宅になるのは仕方の無いということはあると思えますけど。で実際4億8000万円の資金計画であればですね、

問題ないと思います。外は全然もう書類上の不備はなかつよね。

事務局 外は無いです。既に開発許可は出ております。

以後、申請に対する農業委員による内容確認及び審査が行われた。

議長 一応県のほうに上げてみるっちゅうことでやっていきたいと思いますがども、よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

議長 では意見書を付けて。

事務局次長 意見書にはやっぱあの、融資が確認できんかったと。不許可相当になりますね。

委員 前は3回、同じごととて通つとるわけやけん、だけん業者もまたこつでよかつじゃろたいと思つて出しとらすかもしれん。

事務局次長 まあ確かにそがん。でもですね、何回も資金計画のところをつまずいてから、県から突つ返され、今回ですよ、何回でん説明を受けて、それが通るなんて考えるほうがおかしかですよ。もうずっと資金証明の説明は何回でん聞いとらすはずやけんが。

委員 ほでん前回通しとろうが。だけん今度も通る。強気で行くなら通るばい、という考えでまでもなかとではなかるか。

事務局次長 前はその指摘ばしとらんけんが、指摘しとらんで県でそのまま通つとるけんが。だけん前回も通つたろが、みたいなことを言よつたです。

以後、申請に係る資金証明について農業委員による内容確認及び審査が行われた。

議長 だけんそういうことで、もう県のほうに上げてみたいと思いますがよろしくお願ひしときます。皆さまにちよつとご理解願つと坎ない坎かなといふところですね。

(熊本県農業会議常設審議委員会での審議後、平成29年3月27日に申請者から県に資金証明書の提出が行われ、熊本県は申請に対して許可した。)

議長 では続きまして議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第17号 農地法第5条の規定による農地等の「賃貸借権設定」許可申請についてです。

1件です。

受付番号1

(貸出人) 下井手の個人

(借受人) 大阪府枚方市の個人

(土地の所在地) 下井手の畑、面積897㎡、現況畑

(契約期間) 平成29年4月1日～平成49年3月31日の20年

(転用目的) 太陽光発電設備、第3種農地で用途区域内農地

目的は太陽光発電用地。面積は897㎡。パネルが372枚、497.76㎡。現況のまま使うということで土地造成等はない。太陽光パネルについての高さ低さとかですね、十分考慮して隣接農地とかに日照、風当たりとかの影響を与えることは無いということで計画されております。

以上。審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容が、基準に適合するか否かを検討した結果、その他特段問題となるような項目はありませんでした。

農地法第5条の「賃貸借権設定」許可申請については以上です。

議長 はい有難うございました。では、この件につきまして担当委員、説明をお願いします。

委員 ええと、これ現地を見てきました。ここは新興住宅地の中にある土地で、別に問題ないかと思えます。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありますか？

委員 これ不思議に思ってたが、この人(譲受人)は大阪の人じゃろ。どがんしてここに土地ば借って、管理はもちろん頼みおろうけど。そがんとば。

事務局次長 そうですね、大阪。親戚かなんかですかね。

委員 そがんとが訳くちやわからんけん聞いとったい。

事務局 もしかしたら相続かもしれんですね。

事務局次長 相続かなんかとは思いますが。

議長 そこは賃貸借やけん。賃貸借やけんがら。

委員 どうやって土地を見つけらしたかっていう考えたい。大阪の人の。

事務局次長 親族かなんかだと思っばってんが。

議長 親戚関係で金持っとるけんがあんたが作らんねっていうことじゃなかですか。

事務局次長 そんならもう俺が作ったい、て。

委員 たまにこがんとがあるけんね。何でかな、と思う。

事務局次長 結構太陽光発電、あの遠方からしとらす人が結構多かですもんね。

委員 そらもう親戚関係やんね。そがんとはね。

事務局次長 何か業者とかが何か、そがんかとはば一杯促進しよつとやないでしようかね。何か太陽光発電ばどがんですかって。どこん方でもよかですよって。

事務局 一般的に太陽光発電事業とか、あの貸家事業とかって言うてインターネットとかの広告とかで出てる内容ではあります。

以後、太陽光発電事業における事業形態について情報交換が行われた。

議長 よろしいでしょうか？

— (「はい」 の声あり) —

それでは許可申請を受け付けたいと思います。では続きまして議案第18号、農

業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画について、説明をお願いします。

事務局次長 議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく農用地利用集積計画についてです。

別紙をご覧ください。今回は、平成 29 年 3 月 15 日の公告予定です。今回は 3 回目の利用権設定となっております。

別紙 1 ページをご覧ください。総括表ですが左側が今回の設定面積です。利用権設定の新規設定 5 年の田 3,933 m²、畑 3,230 m²、新規設定 10 年の田 7,139 m²、再設定 10 年の田 5,489 m²、畑 7,909 m²、利用権設定の合計が 27,700 m²、所有権移転の田 4,167 m²、畑 6,357 m²、所有権移転の合計が 10,524 m²、今回の利用集積計画合計が 38,224 m²となっております。右側の本年累計ですが、表右下をご覧ください。第 1 回からの累計で 46,662 m²となります。

1 件目

新規設定です。

(借り人) 平山の個人

(貸し手) 平山の個人

(利用権を設定する土地) 府本の田、面積 1,869 m²、外 5 筆、合計 6,442 m²
利用目的は水田、期間は平成 29 年 3 月 15 日から平成 34 年 6 月 30 日までの 5 年間、総額 15 千円及び物納米 120kg の賃貸借です。

2 件目

新規設定です。

(借り人) 平山の個人

(貸し手) 山口県宇部市の個人

(利用権を設定する土地) 府本の田、面積 721 m²
利用目的は水田、期間は平成 29 年 3 月 15 日から平成 34 年 6 月 30 日までの 5 年間、物納米 30kg の賃貸借です。

3件目は申請者より取下げられました。

4件目

再設定です。

(借り人) 府本の個人

(貸し手) 府本の個人

(利用権を設定する土地) 府本の田、面積 5,489 m²、外 12 筆、合計 13,398 m²
利用目的は牧草、期間は平成 29 年 3 月 15 日から平成 39 年 6 月 30 日までの
10 年間の使用貸借です。

5件目

新規設定です。

(借り人) 熊本県農業公社

(貸し手) 川登の個人

(利用権を設定する土地) 川登の田、面積 1,397 m²

利用目的は水田、期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 36 年 12 月 25 日までの
7 年間、10a あたり 15 千円/年の賃貸借です。

6件目

新規設定です。

(借り人) 熊本県農業公社

(貸し手) 川登の個人

(利用権を設定する土地) 川登の田、面積 643 m²

利用目的は水田、期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 36 年 12 月 25 日までの
7 年間、10a あたり 15 千円/年の賃貸借です。

7件目

新規設定です。

(借り人) 熊本県農業公社

(貸し手) 野原の個人

(利用権を設定する土地) 川登の田、面積 791 m²

利用目的は水田、期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 36 年 12 月 25 日までの 7 年間、10a あたり 15 千円/年の賃貸借です。

8 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本県農業公社

(貸し手) 愛媛県松山市の個人

(利用権を設定する土地) 川登の田、面積 900 m²

利用目的は水田、期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 36 年 12 月 25 日までの 7 年間、10a あたり 15 千円/年の賃貸借です。

9 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本県農業公社

(貸し手) 川登の個人

(利用権を設定する土地) 川登の田、面積 145 m²

利用目的は水田、期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 36 年 12 月 25 日までの 7 年間、10a あたり 15 千円/年の賃貸借です。

10 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本県農業公社

(貸し手) 川登の個人

(利用権を設定する土地) 川登の田、面積 1,145 m²

利用目的は水田、期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 36 年 12 月 25 日までの 7 年間の使用貸借です。

1 1 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本県農業公社

(貸し手) 荒尾の個人

(利用権を設定する土地) 荒尾の田、面積 1,537 m²

利用目的は水田、期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日までの 10 年間、10a あたり 10 千円/年 (物納) の賃貸借です。

1 2 件目

新規設定です。

(借り人) 熊本県農業公社

(貸し手) 荒尾の個人

(利用権を設定する土地) 荒尾の田、面積 581 m²

利用目的は水田、期間は平成 29 年 5 月 1 日から平成 39 年 4 月 30 日までの 10 年間、10a あたり 10 千円/年の賃貸借です。

1 3 件目

所有権移転です。

(譲受人) 平山の個人

(譲渡人) 山鹿市の個人

(所有権を移転する土地) 平山の田、面積 1,427 m²、外 7 筆、合計 7,784 m²
利用目的は野菜、対価は総額 1,964 千円です。

1 4 件目

所有権移転です。

(譲受人) 菰屋の個人

(譲渡人) 菰屋の個人

(所有権を移転する土地) 菰屋の田、面積 344 m²、外 2 筆、合計 2,740 m²

利用目的は水田、対価は総額 2,700 千円です。

農用地利用集積計画については以上です。

議長 はい有難うございました。この件につきましてご意見、ご質問はありませんか？よろしいでしょうか？

— (「はい」の声あり) —

議長 では議案第 18 号を終了したいと思います。続きまして報告事項に移りたいと思います。報告事項ですので、続けてお願いしたいと思います。

報告第 10 号から報告第 15 号について報告が行われた。

議長 はい、有難うございました。ここは審議はありませんが、ご意見質問受け付けます。何かございませんか？

— (「なし」の声あり) —

議長 では本日予定していました議案は全て終了しました。事務局から何かありませんか？

事務局：以下の事務連絡を行う。

○農業委員改選の日程について

議長 それでは、これをもちまして平成 29 年第 3 回定例会を終わります。

閉会：11時40分